

## 株式会社宮津製作所に対する再生支援の完了について

2012年4月24日  
株式会社企業再生支援機構

株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者について、2010年9月17日付で株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号。以下「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行い、支援を行ってまいりました。

対象事業者は、同年12月16日付で株式会社富士テクニカ宮津（旧商号：株式会社富士テクニカ。機構が同9月17日付で支援決定）に事業を譲渡し、対象事業者の事業を譲り受けた同法人は、機構の再生支援の下で従前どおり事業を運営・継続しているところ、対象事業者は、東京地方裁判所に対して特別清算手続開始の申立てを行って清算手続を進め、2012年4月24日付で裁判所による同手続の終結決定が確定致しました。

そこで、機構は同日付で対象事業者に対する法第34条第1項に規定する支援決定に係るすべての再生支援を完了しました。

1. 対象事業者の氏名又は名称  
株式会社宮津製作所

2. 買取決定等にかかる債権の買取価格  
本件では、法第31条第1項に規定する債権買取り等をしない旨の決定を行ったため、債権の買取はございません。

3. 機構が行った支援の概要  
本件において、機構は、金融機関及び対象事業者等の関係者調整に関与することで対象事業者の支援を行いました。

以上